

託送供給関連情報の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、託送供給に関連する業務に従事する者(以下「託送供給関連業務従事者」という。)が託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報(以下「託送供給関連情報」という。)の管理、並びに託送供給に係わる取扱いについて定める。

(情報管理)

第2条 託送供給に関連する情報連絡窓口は、供給グループに設置する。

- ② 託送供給関連業務従事者は、託送供給の業務及びこれに関連する業務を行う部門に属する者(役員を含む)とする。
- ③ 託送供給関連部門と他部門は別室にする等、物理的に隔絶する。
- ④ 託送供給関連業務従事者は、託送供給関連情報を、託送供給関連業務に従事する期間はもとよりそれ以降も、技術的検討依頼等やむを得ない事由による場合を除き、託送供給関連業務従事者以外の者に開示してはならない。
- ⑤ 技術的検討依頼等の目的で他部門へ情報を提供する場合には、他部門による目的外利用を防止するため、託送供給依頼者及びガスの使用者の名称を伏せる等の適切な措置を講ずる。
- ⑥ 託送供給関連業務従事者は、託送供給関連情報が託送供給関連業務従事者以外の者へ漏洩しないよう、適切な方法で管理する。
- ⑦ 託送供給関連業務を行う組織の長は、第4項から第6項の規定を遵守するよう、託送供給関連業務従事者を指導監督する。
- ⑧ 第4項から第7項の規定は、託送供給関連業務従事者から託送供給関連情報の提供を受けたその他の部門に準用する。

(目的外利用等の禁止を確保するための措置)

第3条 託送供給関連業務従事者は、小売部門の業務を行ってはならない。ただし、災害発生等緊急時に、小売部門従事者が託送供給業務を行うことは妨げない。

(差別的な取扱いの禁止)

第4条 託送供給関連業務従事者は、託送供給に係わるルールの適用、託送供給関連部門が所有する情報の開示・周知等において、特定の託送供給依頼者を不当に差別的に取り扱ってはならない。

(規程の遵守状況に係る管理責任者)

第5条 この規程の遵守状況に係る管理責任者は、供給部長とする。

(情報管理体制)

第6条 託送供給業務に係る情報管理体制は、以下の通りとする。

情報管理責任者(供給部長)－情報管理者(供給グループマネージャー)－情報管理担当者(供給保安チーム)

付則

この規程は、2019年4月1日から実施する。

制 定 2017年2月3日